

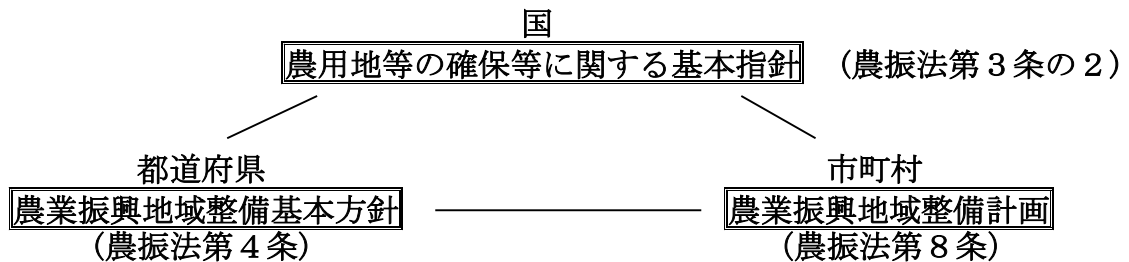
農用地等の確保等に関する基本指針の変更に伴う
「高知県農業振興地域整備基本方針」の変更について

農 業 振 興 部

農業振興地域整備基本方針の概要

【基本方針の位置づけ】

この基本方針は、農業振興地域の整備に関する法律(以下「農振法」といいます。)第4条の規定により、都道府県知事がおおむね10年を見通して定めるものです。



※ 基本指針とは、農振法第3条の2に基づき、農用地等の確保等に関する国の基本的な考え方を示したもので、基本方針は基本指針に沿って定めることとされています。

【基本方針変更の趣旨】

- (1) 農振法では、農林水産大臣が『農用地等の確保等に関する基本指針』を定めており、基本方針は、基本指針に基づいて定めることとなっております。
また、「基本指針を変更した時は遅滞なく基本方針を変更する」と定められています(農振法第5条)。(基本指針の変更：令和7年6月27日)
- (2) 今回の基本方針の変更は、令和6年6月に食料・農業・農村基本法及び農振法が改正されたこと、令和7年4月に食料・農業・農村基本計画(以下「基本計画」という。)が変更されたことを踏まえ、基本指針における農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標等の内容が変更されたことに伴い、本県における農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標について変更するものです。
また、本県においては、過疎化・高齢化の進行に伴う農業の担い手の減少や、農業以外の土地利用の需要などによって、農業を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、農地確保に向けて今後より一層の取り組みが求められていますので、県、市町村、農業者及び関係農業団体等が取り組むべき方向性を示しました。

【基本方針の概要】

- (1) 基本方針は、「高知県の面積目標その他農用地等の確保に関する事項」、「農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項」、「基本的事項」の3本の柱で構成されています。
- (2) 都道府県知事は、基本方針を変更しようとするときは、関係市町村の意見と学識経験を有する者の意見を聴くとともに、農林水産大臣に協議することになっていきます。また、基本方針の中の「農用地等の確保に関する事項」と「農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項」については、農林水産大臣の同意を得なければなりません。

【これまでの経緯と今後の予定】

- R 7年 4月 国から「農用地等の確保等に関する基本指針」の変更に関する意見聴取
- R 7年 4月 各市町村に資料の提供依頼
- R 7年 6月 国から「面積目標及び設定基準」に係る意見聴取
- R 7年 6月 27日 国が「農用地等の確保等に関する基本指針」を公表
- R 7年 9月 部内各課に関係している部分の修正依頼
- R 8年 12月 基本方針（案）の作成
（部内関係課、他部局関係課、市町村、農業会議等へ照会）
- R 7年 12月 15日
～R 8年 1月 16日 パブリックコメントの実施（30日間）
- R 8年 2月 6日 意見聴取の開催
- R 8年 3月 農林水産大臣との協議（1か月程度）
- R 8年 3月末 公表予定

【高知県農業振興地域整備基本方針の意見聴取について】

- (1) 農振法施行令第1条では、「都道府県知事が基本方針を変更しようとするときは、学識経験を有する者の意見をきかなければならない。」とされています。また、農林水産大臣の『農用地等の確保等に関する基本指針』第5の(6)では、「基本方針の変更に当たっては、都道府県農林業団体、都市計画地方審議会、市長会、町村会、商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体連合会その他都道府県の関係団体を代表する者から、必要に応じて幅広く意見を求めること。」とされています。

(参考)

『農用地等の確保等に関する基本指針』第5の(6)で、「都道府県農林業団体、都市計画地方審議会、・・・、中小企業団体連合会」と記載されていますが、国の見解としては、幅広く意見を求めることが望ましいという趣旨で、あくまで関係団体を例示しているだけのことであって、ここに記載しているすべての団体から意見を求める必要はないとのことです。

(中国四国農政局を通じて農林本省に確認済み)

- (2) なお、国との協議結果については、委員の皆様にもご報告いたします。

高知県農業振興地域整備基本方針

令和 年 月

高 知 県

目 次

はじめに

- 1 基本方針の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 基本方針変更の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 3 基本方針の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

第1章 **高知県の面積目標**その他農用地等の確保に関する事項

- 1 **高知県の面積目標**・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
 - (1) **高知県の面積目標年及び目標**設定の基本的考え方
 - ア 目標年及び基準年
 - イ 目標値の算定基準
 - (2) 農用地等の確保の基本的考え方
- 2 諸施策を通じた農用地等の確保のための取り組みの推進・・・・・・・・ P 3
 - (1) 農地の保全・有効利用
 - (2) 農業生産基盤の整備
 - (3) 非農業的土地需要への対応
 - ア 原則
 - イ 公用施設又は公共用施設との土地利用調整
 - ウ その他農用地区域に関する土地利用調整
 - エ 農業振興地域に関する土地利用調整
 - (4) 交換分合制度の活用
 - (5) 推進体制の確立
- 3 農業上の土地利用の基本的方向・・・・・・・・ P 5
 - (1) 県全体の土地利用の基本的方向
 - ア 自然条件
 - イ 交通運輸条件
 - ウ 産業経済の発展及び土地利用の方向
 - (2) 農業上の土地利用の基本的方向
 - ア 農業上の土地利用の方向
 - イ 農業上の土地利用の推進

第2章 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

- (指定予定地域)・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7

第3章 基本的事項

- 1 農業生産基盤の整備の方向・・・・・・・・ P 13
 - (1) 農業生産基盤整備の基本的な考え方
 - (2) 農業農村の基盤整備
 - ア 高品質で多様な農産物の生産を支える基盤整備
 - イ 予防保全を通じた基幹的農業水利施設の延命化

- ウ 安心して暮らせる農村環境の整備
- (3) 広域整備の構想
- 2 農用地等の保全に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 4
 - (1) 農用地等の保全の方向
 - ア 農地の保全
 - イ 環境保全型農業の推進
 - (2) 農用地等の保全のための事業
 - ア 地すべり対策の実施
 - イ ため池対策の実施
 - (3) 農用地等の保全のための活動
- 3 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項・・・ P 1 5
 - (1) 農業経営の規模拡大の方向
 - (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用促進の方向
 - (3) 主要営農類型
- 4 農業の近代化のための施設の整備に関する事項・・・・・・・・ P 2 0
 - (1) 重点作物別の構想
 - ア 稲、麦及び大豆
 - イ 野菜
 - ウ 果樹
 - エ 花き
 - オ 工芸作物
 - カ 畜産
 - (2) 環境保全型農業の推進
 - (3) 広域整備の構想
 - (4) N e x t次世代型こうち新施設園芸システムの普及推進
- 5 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項・・・・・・・・ P 2 1
 - (1) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設整備の方向
 - (2) 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動
 - ア 農業経営者の育成・確保
 - イ 法人経営体の育成
 - ウ 新規就農者の確保・育成
 - エ 地域リーダーの育成
 - オ 女性農業経営者の育成
 - カ 集落営農の育成
 - キ 労働力確保の仕組みづくり
- 6 3に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項・・・・・・・・ P 2 3
 - (1) 農業就業者の安定的な就業の促進の目標
 - (2) 農村地域における就業機会確保のための構想
- 7 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項・・・・・・・・ P 2 3
 - (1) 生活環境施設の整備の必要性
 - (2) 生活環境施設の整備の構想

はじめに

1 基本方針の概要

農業振興地域整備基本方針（以下「基本方針」といいます。）は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」といいます。）第4条の規定により、都道府県知事がおおむね10年を見通して定めるものです。

この基本方針は、農振法第3条の2第1項の規定に基づき農林水産大臣が定める「農用地等の確保等に関する基本指針」（以下「基本指針」といいます。）に基づいて定めることとなっており、都道府県知事が指定する農業振興地域や、市町村が策定する農業振興地域整備計画に関して、その基準ないし基本となるべき事項を掲げております。

本県の基本方針は昭和45年3月に定めていますが、その後における農振法の改正を受けて、昭和51年3月、昭和60年8月、平成14年9月、平成22年12月、平成28年10月、令和4年8月にそれぞれ変更しています。

2 基本方針変更の趣旨

国は、令和6年6月に食料・農業・農村基本法及び農振法が改正されたこと、令和7年4月に食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）が変更されたことを踏まえ、令和7年6月27日に基本指針を変更し、令和17年時点で確保される農地面積を390万haと見通したところです。今回の基本方針の変更は、基本計画における農地面積目標等を踏まえ、基本指針における農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標等の内容が変更されたことに伴い、本県における農用地区域内において確保すべき農用地の面積の目標について変更するものです。

また、本県においては、過疎化・高齢化の進行に伴う農業の担い手の減少や、農業以外の土地利用の需要などによって、農業を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、農地確保に向けて今後より一層の取り組みが求められていますので、県、市町村、農業者及び関係農業団体等が取り組むべき方向性を示しました。

3 基本方針の構成

この基本方針は、「高知県の面積目標その他農用地等の確保に関する事項」や、「農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項」「基本的事項」の3つの柱で構成しています。

第1章 高知県の面積目標 その他農用地等の確保に関する事項

1 高知県の面積目標

令和17年における農用地区域内農地の面積目標については、これまでのすう勢や、今後の農業振興地域制度（以下「農振制度」といいます。）の適切な運用と諸施策の推進によって、24.2千ヘクタールとします。

令和5年現在の農用地区域内の農地面積 26.4千ha



すう勢の内容	令和17年までの農用地区域内農地面積の増減
農用地区域からの除外関係 (転用目的によるもの)	△0.2千ha
農用地区域内における荒廃農地の発生関係	△1.0千ha



これまでのすう勢が今後も継続した場合の、令和17年における農用地区域内の農地面積 25.2千ha



農振制度の適切な運用と諸施策の推進内容	令和17年までの施策効果による農用地区域内農地面積の増減
農用地区域への編入関係 (10ha以上の集団農地・農業生産基盤整備事業の施行区域等)	+0.0千ha
農用地区域内における荒廃農地の発生防止	+0.1千ha
荒廃農地の解消	+0.6千ha
その他都道府県において独自に考慮すべき事由	△1.7千ha



令和17年における農用地区域内農地の
高知県の面積目標 24.2千ha

※中国四国農政局との協議時の目標値であり、今後、農林水産省との協議で変更となる可能性があります

- (1) 農用地区域内農地の高知県の面積目標設定の基本的考え方
農用地区域内農地面積の目標の設定に当たっては以下の考えに基づいています。

ア 目標年及び基準年

確保すべき農用地等の高知県の面積目標の目標年は令和17年とし、目標設定の基準年は令和5年とします。

イ 目標値の算定基準

最近年のすう勢が今後（令和6年から令和17年まで）も同様に継続し、農用地区域からの農地の除外や荒廃農地の発生により農用地区域内農地が減少した場合の令和17年時点の農地面積に、施策効果（農用地区域への編入促進、荒廃農地の発生防止、荒廃農地の解消）を加味して設定します。

※なお、農用地区域内農地面積は、荒廃農地の面積を除いたものとなっています。

- (2) 農用地等の確保の基本的考え方

農振法では、農地と採草放牧地を一括して「農用地」としており、農用地・混牧林地・土地改良施設用地・農業用施設用地を総称して「農用地等」としています。

農用地等のうち、特に農地については、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、農業生産活動が行われることによって、食料の安定的な供給だけでなく、国土や環境の保全、水源のかん養といった多面にわたる機能（以下「多面的機能」といいます。）を発揮するものと期待されています。

本県においては、過疎化・高齢化の進行に伴う農業の担い手の減少や、荒廃農地の発生などの諸問題があることもあり、令和5年12月31日現在の農用地区域内農地面積は26.4千haとなっています。これは令和元年12月31日時点の同面積28.7千haを2.3千ha下回っております。（約8%減）。

近年における他県生産地との競合や輸入農産物の増加などによって、県内農業者をめぐる経営環境がますます厳しい状況になっているため、農地の確保に直接つながる施策の展開と併せて、グローバルな視点に立った農業振興施策への取り組みを進めていくことが求められています。

農用地等の確保の具体的な施策として、10ha以上の集団的農地及び農業生産基盤整備事業の施行区域内の農地などの農用地区域への編入促進や、農地転用に伴う農用地区域からの除外の抑制を図っていきます。また、荒廃農地については、日本型直接支払制度を活用した、荒廃農地の発生の防止を図るとともに、すでに存在する荒廃農地のうちB分類（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）を除いた、A分類（再生利用が可能な荒廃農地）の再生を目指します。

今後は、このような状況を踏まえて、県、市町村、農業者及び関係農業団体が一丸となって、優良農地（農用地区域内農地）の確保と有効利用に取り組んでいく必要があります。

2 諸施策を通じた農用地等の確保のための取り組みの推進

農用地等の確保については、特に農地を中心とする施策を次の方針で推進していきます。

- (1) 農地の保全・有効利用

多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援、地域計画のブラッシュアップを通じた地域・集落における今後の農地利用に関する話合いの促進、農地中間管理機構を通じた農業の担い手への農地利用の集積・

集約化の加速化、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく遊休農地に関する措置等により荒廃農地の発生防止・解消・有効利用を推進するものとします。

(2) 農業生産基盤の整備

農地中間管理機構との連携を図りつつ農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化を推進するとともに、スマート農業技術の活用を可能にする農業生産基盤の整備を展開するほか、農業用排水施設の機能の安定的な発揮のための補修・更新を実施する等、地域の特性に応じた農業生産基盤の整備・保全管理を通じ、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進します。

その際、現状が農用地区域外の土地であっても当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域に編入するものとします。

(3) 非農業的土地需要への対応

ア 原則

非農業的土地需要へ対応するための農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については、農用地区域内農地の確保を基本としたより適切かつ厳格な運用を図ることとともに、市町村の振興に関する計画や都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努めるものとします。

この場合、農業振興地域整備計画の管理については、計画的に行うことが重要であり、その変更は、原則として、おおむね5年ごとに農振法第12条の2に基づき実施する基礎調査等に基づき行うとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握するものとします。

イ 公用施設又は公共用施設との土地利用調整

国又は地方公共団体が、農用地区域内の土地を公用施設又は公共用施設の用に供しようとする場合、農振法第1条の2第3項に農用地利用計画の尊重と農用地区域内にある土地の農業上の利用の確保という責務規定があるだけでなく、当該規定にかんがみ、基本指針第5の(5)で農用地区域の変更の要件を満たすよう努めるものとされていますので、国及び地方公共団体に対しては、早期のうちに農振制度担当部局との連絡調整を行うよう働きかけていきます。

ウ その他農用地区域に関する土地利用調整

農振法第10条第4項に該当する土地は農用地区域に含まれない土地になりますが、周辺農用地区域の農業上の土地利用に著しい支障を生じさせないためにも、同条同項に該当する土地を農用地区域内の土地に定めようとする関係機関に対しては、早期のうちに農振制度担当部局との連絡調整を行うよう働きかけていきます。

エ 農業振興地域に関する土地利用調整

農振法第6条第3項の規定により、都市計画法（昭和43年法律第100号）第23条第1項の協議が調って定められた市街化区域については、農業振興地域の指定をしてはならないとされていますので、都市計画担当部局に対しては、市街化区域を変更しようとする場合、早期のうちに農振制度担当部局との連絡調整を行うよう働きかけていきます。

また、基本指針第4の(3)により、港湾法（昭和25年法律第218号）の臨港地区・港湾区域・港湾隣接地域や、自然公園法（昭和32年法律第161号）の国立公園又は国定公園の特別保護地区、流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年

法律第 110 号) の流通業務地区、都市計画法の区域内の用途地域又は臨港地区、規模の大きな森林の区域で林業又は国土の保全のために利用すべきもの(農振法第 10 条第 3 項第 5 号に規定する土地が介在しているものを除く。)については、農業振興地域の指定は相当でないといわれていますので、関係する担当部局に対しては、これらの区域を変更しようとする場合、早期のうちに農振制度担当部局との連絡調整を行うよう働きかけていきます。

(4) 交換分合制度の活用

農振法第 13 条の 2 の交換分合は、市町村における農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農業振興地域内における農用地の集団化その他農業経営の基盤の強化に資することを目的として行うものです。農用地区域内の土地の農業上の利用を確保するため農用地利用計画の変更を行うに当たって、当該変更に係る土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえ、この交換分合制度を積極的に活用することとします。

(5) 推進体制の確立

基本方針や農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、地域振興及び地球温暖化対策に関する各種計画との調和や社会経済情勢の変動に留意した上で、今後の農振制度を適正かつ円滑に運用していくためにも、関係部局間の連絡調整体制を整備するとともに、必要に応じて関係農業団体などから幅広く意見を求めることとします。

3 農業上の土地利用の基本的方向

(1) 県全体の土地利用の基本的方向

ア 自然条件

本県は、四国の南部に位置し、太平洋と四国山地に囲まれた扇状の地形となっており、総面積は **7,102.28 k m²** ですが、県土の **83** パーセントを林野が占め、平場が少ない状況にあります。

年平均気温は **17.3** 度で、年間降水量は **2,666** ミリメートルとなっており、温暖で冬場の日照時間が長く、海岸沿いの平場から四国山地に至る山間部まで変化に富んだ自然条件を有しています。

イ 交通運輸条件

県内各市町村を結ぶ国道や県道の整備改良だけでなく、四国横断自動車道や高知東部自動車道など、高速交通時代に対応した道路網の整備が進んでいます。

鉄道においては、JR 四国の土讃線や予土線、土佐くろしお鉄道のごめん・なはり線や中村・宿毛線が整備・運行されています。

また、航空においては、高知龍馬空港の至近に高知東部自動車道のインターチェンジが開通し、高知自動車道と接続され、利便性が向上しています。

今後は、このような交通運輸条件が整備されることによって、産業経済の発展と県民生活の利便性が飛躍的に向上することが期待されています。

ウ 産業経済の発展及び土地利用の方向

本県の人口は、少子化や高齢化の進行などもあって年々減少していく傾向にあり、産業別人口では、産業構造の変化に伴って、第 1 次産業が減少し、第 3 次産業が増加していくことが見込まれます。

今後は、前述の交通運輸条件の整備とともに、情報通信技術の革新が一層進んでいき、より高度な産業経済の発展が見込まれますが、土地利用の方向としては、県全体の産業経済の発展と限られた県土の有効利用という観点に立って、都市と

農村の諸機能が相互に補完・発揮されるよう、地域の特性に応じた計画的な土地利用を推進していくことが必要です。

(2) 農業上の土地利用の基本的方向

ア 農業上の土地利用の方向

県においては、温暖で冬場の日照時間が長いという農業生産に恵まれた気象条件を活かして、地域の特性に応じた多様な農業が展開されています。

具体的には、平坦地域では、水稻の早期栽培のほか、ナスやキュウリに代表される施設園芸農業が発展し、中山間地域では、水稻の普通期栽培のほか酒米や香り米など特色のある米づくりをはじめ、ユズや茶、土佐あかうしなどの個性ある地域特産物が生産されています。

特に、本県農業の最大の特徴であり、全国的にも高いシェアを持つ園芸野菜については、夏季の比較的冷涼な気象条件を活かせる中山間地域でも積極的に展開され、平坦地域から中山間地域までのリレー生産による周年供給体制がとられています。

農業上の土地利用の方向としては、このような平坦地域と中山間地域の特性を活かして、引き続き多様な農業を展開していくこととします。

イ 農業上の土地利用の推進

今後は、これまで以上に多種多様な土地利用の需要の高まりが予測されますが、農業・農村については、農業生産活動が行われることによって、食料の安定的な供給だけでなく、多面的機能を発揮することも念頭においた上で、非農業的土地需要への適切な対応、農業生産基盤の整備、認定農業者などの担い手への農地利用集積、小規模な農家や高齢・兼業農家などの意欲ある多様な担い手の営農支援、荒廃農地の発生防止などを行って、優良農地の保全と有効利用に取り組んでいきます。

第2章 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

農業振興地域とは、都道府県知事が、今後おおむね10年以上にわたって総合的に農業の振興を図るべき地域として指定するものですが、本県の農業振興地域として指定することを相当とする地域については、農振法第6条第2項及び基本指針第3に定められている農業振興地域の指定基準に基づき、次のとおりとします。

(指定予定地域)

指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
高知地域 (高知市)	高知市のうち、①都市計画法の市街化区域、②都市計画法の臨港地区(高知港)、③港湾法の港湾区域・港湾隣接地域(高知港)、④規模の大きな森林の区域、⑤春野総合運動公園を除いた地域	総面積 22,064ha (農用地面積 <u>2,742ha</u>)
室戸地域 (室戸市)	室戸市のうち、①都市計画法の臨港地区(室津港・佐喜浜港)、②港湾法の港湾区域・港湾隣接地域(室津港・佐喜浜港)、③室戸阿南海岸国定公園の特別保護地区、④規模の大きな森林の区域、⑤市役所周辺にある宅地の区域を除いた地域	総面積 7,562ha (農用地面積 <u>1,002ha</u>)
安芸地域 (安芸市)	安芸市のうち、①規模の大きな森林の区域、②安芸総合庁舎周辺及び安芸漁港周辺にある宅地の区域を除いた地域	総面積 25,341ha (農用地面積 <u>1,380ha</u>)
南国地域 (南国市)	南国市のうち、①都市計画法の市街化区域、②規模の大きな森林の区域、③規模の大きなゴルフ場(パシフィックゴルフクラブ)、④高知龍馬空港を除いた地域	総面積 10,365ha (農用地面積 <u>2,895ha</u>)
土佐(市)地域 (土佐市)	土佐市のうち、規模の大きな森林の区域を除いた地域	総面積 8,822ha (農用地面積 <u>2,084ha</u>)

(指定予定地域)

指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
須崎地域 (須崎市)	須崎市のうち、①都市計画法の臨港地区(須崎港)、②港湾法の港湾区域・港湾隣接地域(須崎港)、③規模の大きな森林の区域、④須崎港の背後地にある宅地の区域を除いた地域	総面積 12,300ha (農用地面積 <u>1,283ha</u>)
宿毛地域 (宿毛市)	宿毛市のうち、①都市計画法の用途地域、②都市計画法の臨港地区(宿毛湾港)、③港湾法の港湾区域・港湾隣接地域(宿毛湾港)、④足摺宇和海国立公園の特別保護地区、⑤規模の大きな森林の区域を除いた地域	総面積 13,744ha (農用地面積 <u>2,157ha</u>)
土佐清水地域 (土佐清水市)	土佐清水市のうち、①都市計画法の臨港地区(清水港・以布利港・ <u>あしずり港</u>)、②港湾法の臨港地区(下ノ加江港・下川口港)、③港湾法の港湾区域・港湾隣接地域(清水港・以布利港・下ノ加江港・下川口港・三崎港・あしずり港)、④足摺宇和海国立公園の特別保護地区、⑤規模の大きな森林の区域、⑥清水港・以布利港・下ノ加江港・下川口港・三崎港・あしずり港の背後地にある宅地の区域を除いた地域	総面積 <u>9,505ha</u> (農用地面積 803ha)
四万十地域 (四万十市)	四万十市のうち、①都市計画法の用途地域、②都市計画法の臨港地区(下田港)、③港湾法の港湾区域・港湾隣接地域(下田港)、④規模の大きな森林の区域、⑤規模の大きなゴルフ場(四万十カントリー倶楽部)を除いた地域	総面積 38,108ha (農用地面積 2,361ha)
香南地域 (香南市)	香南市のうち、①港湾法の港湾区域・港湾隣接地域(手結港)、②規模の大きな森林の区域、③規模の大きなゴルフ場(黒潮カントリークラブ・土佐カントリークラブ)、④手結港の背後地及び海岸部沿線にある宅地の区域を除いた地域	総面積 12,088ha (農用地面積 <u>2,463ha</u>)

(指定予定地域)

指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
香美地域 (香美市)	香美市のうち、①都市計画法の市街化区域、②規模の大きな森林の区域、③規模の大きなゴルフ場(土佐山田ゴルフ倶楽部)を除いた地域	総面積 32,608ha (農用地面積 <u>2,903ha</u>)
東洋地域 (東洋町)	東洋町のうち、①都市計画法の臨港地区(甲浦港)、②港湾法の港湾区域・港湾隣接地域(甲浦港)、③規模の大きな森林の区域を除いた地域	総面積 5,490ha (農用地面積 275ha)
奈半利地域 (奈半利町)	奈半利町のうち、①港湾法の臨港地区・港湾区域・港湾隣接地域(奈半利港)、②規模の大きな森林の区域を除いた地域	総面積 2,127ha (農用地面積 <u>246ha</u>)
田野地域 (田野町)	田野町全域	総面積 <u>653ha</u> (農用地面積 <u>163ha</u>)
安田地域 (安田町)	安田町のうち、規模の大きな森林の区域を除いた地域	総面積 4,887ha (農用地面積 <u>384ha</u>)
<u>北川地域</u> (<u>北川村</u>)	<u>北川村のうち、規模の大きな森林の区域を除いた地域</u>	総面積 <u>10,348ha</u> <u>(農用地面積 270ha)</u>
<u>馬路地域</u> (<u>馬路村</u>)	<u>馬路村のうち、規模の大きな森林の区域を除いた地域</u>	総面積 <u>3,566ha</u> <u>(農用地面積 80ha)</u>
芸西地域 (芸西村)	芸西村のうち、規模の大きなゴルフ場(黒潮カントリークラブ・土佐カントリークラブ)を除いた地域	総面積 3,813ha (農用地面積 <u>407ha</u>)

(指定予定地域)

指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
本山地域 (本山町)	本山町のうち、規模の大きな森林の区域を除いた地域	総面積 9,127ha (農用地面積 <u>469ha</u>)
大豊地域 (大豊町)	大豊町のうち、規模の大きな森林の区域を除いた地域	総面積 12,192ha (農用地面積 995ha)
土佐(町)地域 (土佐町)	土佐町のうち、規模の大きな森林の区域を除いた地域	総面積 15,515ha (農用地面積 <u>702ha</u>)
大川地域 (大川村)	大川村のうち、規模の大きな森林の区域を除いた地域	総面積 7,753ha (農用地面積 144ha)
いの地域 (いの町)	いの町のうち、①都市計画法の市街化区域、②規模の大きな森林の区域を除いた地域	総面積 34,712ha (農用地面積 <u>1,024ha</u>)
仁淀川地域 (仁淀川町)	仁淀川町のうち、規模の大きな森林の区域を除いた地域	総面積 11,384ha (農用地面積 <u>486ha</u>)
中土佐地域 (中土佐町)	中土佐町のうち、①都市計画法の臨港地区(久礼港)、②港湾法の臨港地区・港湾区域・港湾隣接地域(久礼港・上ノ加江港)、③規模の大きな森林の区域、④久礼港及び上ノ加江港の背後地にある宅地の区域を除いた地域	総面積 12,519ha (農用地面積 <u>788ha</u>)

(指定予定地域)

指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
佐川地域 (佐川町)	佐川町のうち、規模の大きな森林の区域を除いた地域	総面積 9,639ha (農用地面積 <u>935ha</u>)
越知地域 (越知町)	越知町のうち、規模の大きな森林の区域を除いた地域	総面積 10,716ha (農用地面積 <u>662ha</u>)
栲原地域 (栲原町)	栲原町のうち、規模の大きな森林の区域を除いた地域	総面積 9,188ha (農用地面積 <u>542ha</u>)
日高地域 (日高村)	日高村のうち、規模の大きなゴルフ場(錦山カントリークラブ・グリーンフィールゴルフ倶楽部)を除いた地域	総面積 4,207ha (農用地面積 <u>180ha</u>)
津野地域 (津野町)	津野町のうち、規模の大きな森林の区域を除いた地域	総面積 8,435ha (農用地面積 <u>1,053ha</u>)
四万十地域 (四万十町)	四万十町のうち、①規模の大きな森林の区域、②規模の大きなゴルフ場(スカヒルゴルフクラブ)を除いた地域	総面積 48,405ha (農用地面積 <u>3,440ha</u>)
大月地域 (大月町)	大月町のうち、①足摺宇和海国立公園の特別保護地区、②規模の大きな森林の区域を除いた地域	総面積 9,122ha (農用地面積 <u>979ha</u>)
三原地域 (三原村)	三原村のうち、規模の大きな森林の区域を除いた地域	総面積 5,367ha (農用地面積 <u>400ha</u>)

(指定予定地域)

指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
黒潮地域 (黒潮町)	黒潮町のうち、①都市計画法の臨港地区(上川口港)、②港湾法の臨港地区(佐賀港)、③港湾法の港湾区域・港湾隣接区域(上川口港・佐賀港)、④規模の大きな森林の区域、⑤佐賀港の背後地にある宅地の区域、⑥土佐西南大規模公園の一部、⑦規模の大きなゴルフ場(土佐ユートピアカントリークラブ)を除いた地域	総面積 12,920ha (農用地面積 <u>1,199ha</u>)
34地域 (34市町村)		総面積 <u>444,592ha</u> (農用地面積 <u>37,896ha</u>)

- ※ 1. 指定予定地域名、市町村名、指定予定地域の規模：令和5年12月31日現在。
2. 農用地面積：既存の農業振興地域内にある農地と採草放牧地の合計面積。

第3章 基本的事項

1 農業生産基盤の整備の方向

(1) 農業生産基盤整備の基本的な考え方

農業生産基盤の整備は、原則として農用地区域を対象に実施することを基本とします。

本県農業の振興には、園芸作物を中心とした高品質で多様な農産物の生産を振興することが重要であり、生産性の高い農業への転換と担い手の確保に繋がるよう畑作導入も可能な基盤整備の推進が必要です。

このため、農地中間管理機構との連携を図りつつ、農地の区画の拡大や水田の汎用化、基幹的農業水利施設の老朽化対策など農業用排水施設の機能の維持増進等の整備、また、地すべり危険地やため池等においては、農地及び農業用施設への被害を防止し、国土保全と安全な農村環境に資するなどの農業農村整備を適切に実施していきます。

採草放牧地の整備については、畜産（乳用牛・肉用牛）の振興を図るため、採草放牧地の改良、草地の更新等を行い地域の実情や条件に応じた自給飼料の生産利用の拡大を推進していきます。

(2) 農業農村の基盤整備

ア 高品質で多様な農産物の生産を支える基盤整備

園芸農業など収益性の高い農業への転換を図るとともに、担い手の育成・確保に資するほ場整備等の基盤整備を推進します。

園芸作物の導入に効果的な用排水分離や暗渠排水、客土等の基盤条件の改善を進めることにより、生産性の高い農業への転換を図ります。

通作条件の改善や農産物輸送の効率化を図る農道等の整備は、県道や市町村道等の既設路線や農業用施設の活用計画などを踏まえて検討します。

イ 予防保全を通じた基幹的農業水利施設の延命化

農業用水を安定的に供給する頭首工（取水堰）や用水路等のかんがい施設の老朽化が進み、農地を湛水被害から守るために設置した排水機場の老朽化も進行しています。

こうした基幹的農業水利施設を今後も有効活用していくことが重要であるため、これら施設の機能診断を実施して保全計画を作成し、適切な保全管理による施設の長寿命化を図るとともに、計画的な更新整備により機能を維持していきます。

ウ 安心して暮らせる農村環境の整備

農村地域が有している国土の保全機能や保健休養機能などの多面的機能維持は、農業生産活動等を通じて農地や農業用水等を適切に管理していくことが必要であるため、「中山間地域等直接支払制度」や「多面的機能支払制度」等を活用し、農地や農業用水等の保全活動を、農業者だけでなく地域ぐるみで取り組む仕組みづくりを進めていきます。

また、地すべり地帯等の災害危険地やため池等の施設については、防災点検の結果も参酌し、農地及び農業用施設への危険性や優先度を検討したうえで、農業生産への被害を防止する対策を、住民の生命・財産の保全への寄与も踏まえ、

適切に実施していきます。

(3) 広域整備の構想

二つ以上の農業振興地域にわたる広域的な農業生産基盤の整備については、関係市町村の農業振興地域整備計画との調和や、自然環境への影響に配慮しつつ、必要に応じて計画的に推進します。

複数市町村に跨る基幹的農業水利施設の整備は、多様な営農形態を踏まえて、土地利用や維持管理の実態を把握し、関係者と十分に調整を行いながら進めていきます。

2 農用地等の保全に関する事項

(1) 農用地等の保全の方向

農用地等のうち、特に農地については、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、農業生産活動が行われることによって、食料の安定的な供給だけでなく、多面的機能を発揮するものと期待されています。

よって、今後とも、県、市町村、農業者及び関係農業団体が一丸となって、優良農地を良好な状態で保全していく必要があります。

ア 農地の保全

地域の実情や自然環境への影響に配慮した上で、農業生産基盤の整備の推進、農地中間管理機構による認定農業者などの担い手への農地の集積・集約化の推進、小規模な農家や高齢・兼業農家などの意欲ある多様な担い手の営農支援、地域での話し合いを基本とした集落営農組織等の育成と荒廃農地の発生の防止などに努め、優良農地を良好な状態で保全します。

特に、中山間地域など農業の生産条件が不利な地域はもとより平地の地域においても、良好な農業生産活動が行われるよう、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度を有効活用して、棚田の保全や荒廃農地の発生の防止に努めます。

また、地すべり現象やため池の決壊による農地等への被害の発生を未然に防止するため、地すべり対策やため池対策等を計画的に実施します。

イ 環境保全型農業の推進

減農薬・減化学肥料栽培を推進するとともに、家畜排せつ物由来のたい肥などの有機性資源の循環利用を行うなど、環境保全型農業に積極的に取り組むことによって、地球温暖化対策にも配慮した、環境に負荷の少ない資源循環型の地域づくりを進めます。

(2) 農用地等の保全のための事業

ア 地すべり対策の実施

地すべり現象の兆候が確認された地域においては、移動量を観測するなど、緊急性や影響範囲を適切に判断しながら、計画的に地すべり対策を実施し、農用地等の保全を図るとともに、安全・安心な農村環境の実現にも資するものとして計画的な実施に努めます。

イ ため池対策の実施

県は決壊による水害その他の災害により周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるため池を「防災重点農業用ため池」に指定しています。

対策はこれら「防災重点農業用ため池」を中心に、豪雨・地震・劣化の観点で行う耐性評価の結果に基づき事業化を図るだけでなく、防災点検の実施やハザードマップの活用など、リスクの低減を目指したソフト対策にも努めます。

(3) 農用地等の保全のための活動

優良農地を良好な状態で保全するため、**単独**あるいは**複数**集落を活動範囲として農作業の受委託や農業生産活動を共同で行う集落営農組織等の育成などに努めます。

特に、中山間地域など農業の生産条件が不利な地域においては、個々の農家の取り組みだけでは地域の農業や集落を維持できない状況が見受けられますので、集落ぐるみで営農を行う集落営農等を推進するとともに、軽量の品目を導入して高齢農業者に適した農業を展開することによって、優良農地を良好な状態で保全します。

また、農地や農業用用水路等の地域資源は、従来から農業者を中心とした共同管理によって守られてきましたが、近年の過疎化・高齢化・混住化の進行に伴う集落機能の低下により、こうした資源を守る力が失われつつあります。

このため、多面的機能支払制度を活用し、農家と地域住民が共に参加し保全管理を行う共同活動の組織づくりや、環境にやさしい生産技術を導入した営農活動を進める取り組みを進めます。

なお、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度などを活用した、地域ぐるみでの荒廃農地の発生防止に向けた取り組みを推進します。

3 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

本県の農業・農村が持続的に発展していくためには、県、市町村、農業者及び関係農業団体が一丸となって、農業経営の規模の拡大や、農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用を進めていく必要があります。

(1) 農業経営の規模拡大の方向

地域の実情や自然環境への影響に配慮した上で、農作業の受委託を含めた広い形での利用権設定を積極的に推進することによって、意欲のある農業経営者に集積・集約化し、農業経営の規模の拡大を進めます。

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用促進の方向

集落ぐるみで営農を行う集落営農を推進するとともに、農業機械を共同で利用する仕組みづくりや、**単独**あるいは**複数**集落を活動範囲として農作業の受委託を行う農業生産組織の育成に努めます。

また、地域で生産された農産物をその地域で消費する「地産地消」を進めるため、直販活動や6次産業化、農産物加工への原料供給、学校給食への地元農産物の供給、消費者と農業者の交流などを推進します。

(3) 主要営農類型

経営感覚に優れた自立的な農業経営者を育成するためには、優良な経営事例を参考にした上で、今後の取り組みを推進していく必要があります。

また、農地の効率的な利用の促進については、公共牧場の活用、肉用牛等による水田放牧や電気牧柵を利用した簡易放牧、飼料用稲（飼料用米、WCSなど）の生産など自給飼料基盤の拡大を推進し、併せて自然環境の保全、良好な景観の形成を図ります。

次に示す主要な営農類型ごとのモデル事例は、現に県下各地域で展開されている優良な経営事例に基づくものであり、経営の概要や特徴を明示するとともに、今後想定される経営の改善事項についても触れています。

営農類型 (個人経営体)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
施設ナス 30 a	促成栽培 A Pハウス 購入苗利用 環境制御装置 自動かん水システム 共同選果機利用	環境負荷低減技術の導入 (ミツバチ、天敵、防虫ネ ット) 低コスト(肥料、農薬) 複式簿記記帳の実施 基本技術の徹底	休日制、給料制の 導入 適正な雇用労力の 確保 社会保険への加入
施設キュウリ 30 a	促成栽培 A Pハウス 自動かん水システム 共同選果機利用 環境制御装置	環境負荷低減技術の導入 (紫外線カットフィルム、 天敵、防虫ネット) 品質向上(優良品種の導 入、基本技術の徹底、鮮度 保持) 低コスト(肥料、農薬) 複式簿記記帳の実施	
施設ピーマン 40 a	促成栽培 A Pハウス 収穫期間延長 環境制御装置 自動かん水システム 共同選果機利用	環境負荷低減技術の導入 (紫外線カットフィルム、 天敵、防虫ネット) 品質向上(優良品種の導入、 基本技術の徹底) 低コスト(肥料、農薬、重油) 複式簿記記帳の実施	
施設シシトウ 20 a	促成栽培 A Pハウス 自動かん水システム 共同選果 環境制御装置	環境負荷低減技術の導入 (天敵) 品質向上(優良品種の導入、 基本技術の徹底) 適正な雇用労力確保 低コスト(肥料、農薬、重油) 複式簿記記帳の実施	
トルコギキョウ 40 a	A Pハウス 自動かん水システム	病虫害対策の徹底(土壌伝 染性病害対策、I P M技術 の導入) 品質向上(優良品種の導入、 基本技術の徹底、栽培環境 の改善) 複式簿記記帳の実施	

営農類型 (個人経営体)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
施設ニラ 50 a	APハウス	農薬環境負荷低減技術の導入	休日制、給料制の導入 適正な雇用労力の確保 社会保険への加入
	自動かん水システム	防虫ネット)	
露地ニラ 25 a	出荷調製機(袴むき)	品質向上(作型の組合せ、基本技術の徹底、調製作業の徹底)	
	調製作業員の雇用 環境制御装置	複式簿記記帳の実施	
施設小ネギ 80 a	APハウス	環境負荷低減技術の導入	
	皮むき機 調製作業員の雇用	(防虫ネット) 調製作業の省力化 品質向上(調製作業の徹底、基本技術の徹底) 複式簿記記帳の実施	
ショウガ 120 a	予冷库	土壌伝染性病害対策の徹底	
	ハーベスター 借地による規模拡大	品質向上(優良種苗確保、かん水施設の設置、基本技術の徹底) 低コスト(肥料、農薬) 複式簿記記帳の実施	
ユズ 150 a	貯蔵庫	低コスト(肥料、農薬)	
	スピードスプレーヤー 青果率 70%	省力化(防除等) 品質向上(適期防除の徹底、優良系統の導入、整枝せん定) 複式簿記記帳の実施	

営農類型 (農業法人等経営体)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
施設トマト 1.5 h a	長期展張軒高ハウス 養液栽培システム 統合環境制御装置	環境負荷低減技術の導入 (マルハナバチ、天敵、黄色 蛍光灯) 品質向上(基本技術の徹底) 低コスト(肥料、農薬)	適正な雇用労力の 確保
施設ニラ 2.0 h a	APハウス 自動かん水システム 出荷調製機(袴むき) 調製作業員の雇用 環境制御装置	環境負荷低減技術の導入 (紫外線カットフィルム、 防虫ネット) 品質向上(作型の組合せ、基 本技術の徹底、調製作業の 徹底)	
施設ピーマン 1.0 h a	長期展張軒高ハウス 養液栽培システム 統合環境制御装置 ヒートポンプによる ハイブリッド加温	環境負荷低減技術の導入 (紫外線カットフィルム、 天敵、防虫ネット) 品質向上(基本技術の徹底) 低コスト(肥料、農薬、重油)	
施設シシトウ 60 a	長期展張軒高ハウス 養液栽培システム 統合環境制御装置 ヒートポンプによる ハイブリッド加温	環境負荷低減技術の導入 (天敵) 品質向上(優良品種の導入、 基本技術の徹底) 適正な雇用労力確保 低コスト(肥料、農薬、重油)	

営農類型 (集落営農法人)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
水稻(主食用米 +飼料用米) 20 h a	APハウス(育苗用) 育苗器一式 トラクター	優良農地の利用集積 省力・低コスト化(大型機械 の導入、肥料、農薬)	休日制の導入 適正な雇用労力の 確保
露地野菜 5 h a	田植機 コンバイン 乾燥機一式 野菜移植機	収量・品質向上(基本技術の 徹底) 作期分散(品種構成の適正 化) 農繁期の雇用労力の確保 複式簿記記帳の実施	

畜産
(肉用牛繁殖・肥育一貫経営)

営農類型 (個人経営体)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
肉用牛繁殖・ 肥育一貫経営 繁殖牛 40 頭 肥育牛 100 頭	肉専用種繁殖・肥育 一貫経営 去勢若齢肥育 肥育出荷月齢 28 か月 肥育出荷時体重 760 k g	繁殖部門 繁殖成績の改善 (受胎率 向上、分べん間隔短縮) 低コスト生産 (放牧) 稲発酵粗飼料 (WCS) を 含む粗飼料生産基盤の確保 機械導入による省力化 (発情発見装置等の活用) 肥育部門 肥育技術の高位平準化 酪農家での受精卵移植由 来の和子牛 (肥育もと牛) 導 入	休日制、給料制の導 入 適正な雇用労力の 確保 社会保険への加入

4 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

消費者ニーズが高度化・多様化するなかで、本県の農業・農村が持続的に発展していくためには、安全・安心で高品質な農産物の生産、生産性の向上と省力化及び温室効果ガス排出削減等地球温暖化防止を目指した施設の整備、消費地と産地をつなぐ情報ネットワークシステムの整備など、農業の近代化に取り組んでいく必要があります。

(1) 重点作物別の構想

次に掲げる主要作物ごとに、投資効率などの分析を行って過大な設備投資を防止するとともに、地域の実情や自然環境への影響にも配慮した上で、農業の近代化のための施設整備を推進します。

ア 水稻、麦及び大豆

面的な集積を図り、生産性の向上と省力化を目指すため、コンバインなどの高性能農業機械の導入や乾燥調製施設などの整備とともに、ドローン防除等スマート農業の実装・普及を推進します。

イ 野菜

基幹品目を中心とした農業生産の維持安定を実現するため、集出荷施設、育苗施設、たい肥製造施設などの整備を推進するとともに、園芸用ハウス整備事業などを活用して中山間地域での産地化を進め、平坦地域とのリレー生産による周年供給体制を確立します。

また、省エネルギーやコスト削減につながる機械や設備の導入を推進するとともに、データ連携基盤 I o P クラウド「[SAWACHI](#)」へ接続可能な環境・機器を整備し、データ駆動型農業の推進により生産性の向上と省力化を図ります。

ウ 果樹

栽培管理の省力化を目指すため、モノレールやスプリンクラーなどの整備を推進するとともに、ドローン防除や自動草刈り機など、スマート農業の実装・普及に取り組みます。

また、労力分散や経営の安定化を図るため、節油対策を講じた施設化や収量・品質の向上のためにデータ駆動型農業を推進します。

さらに、非破壊検査のできる選果機を導入して、高品質が保証された出荷を行うとともに、規格外品や搾汁後の皮を最大限活用するため、搾汁・加工施設の高度化に取り組みます。

エ 花き

省力化を図る機器の導入や環境測定によるデータ駆動型農業の推進により、生産性の向上と省力化を目指します。

また、県産花きのブランド化と産地維持・拡大に向けて、日持ち性の向上や輸送の効率化に向けた生産、出荷流通の体制整備を進めます。

オ 工芸作物

生産性の向上と低コスト・省力化を目指すため、重油等コスト削減につながる機械設備の整備等を推進します。

カ 畜産

生産コストの低減や省力化を図るため、飼養管理技術の向上や飼養環境改善のため施設整備を推進し、併せて、家畜排せつ物の利用を促進し自給飼料基盤に立脚した循環型畜産を進めます。

また、肉用牛については、繁殖・育成・肥育技術の向上、受精卵移植等先端技術の活用や地域内一貫生産体制の推進による生産基盤の強化に取り組み、生

産から流通・消費拡大に至るまでの取り組みを一体的に推進します。また、酪農については、フリーストール畜舎やミルクパーラー方式などの施設整備を進めるとともに、牛舎環境の改善に取り組むことにより生産性の向上を図ります。

(2) **農業のグリーン化**の推進

消費者の環境問題への意識の高まりや、食の安全・安心志向に応えるために、安全・安心で高品質な生産につながるIPM技術等の更なる普及を図ることにより**農業のグリーン化**を推進し、消費地に選ばれる産地を形成します。さらに、**環境負荷を低減した**農業技術を県内全域・全品目に普及し、全国トップランナーの地位を堅持し、こうした取り組みを販売戦略に活かして、県産品のアピール力を高めていきます。

また、GAPの取り組みや有機農業を推進するとともに、省エネルギー対策の取り組みを支援します。

(3) 広域整備の構想

2つ以上の農業振興地域にわたる広域的な近代化施設の整備については、関係市町村の農業振興地域整備計画との調和や、自然環境への影響に配慮しつつ、必要に応じて計画的に推進します。

具体的には、育苗施設や集出荷・処理加工施設などの広域的な基幹施設の整備を推進します。

また、情報通信技術の活用は、農産物集出荷などの物流を促進するなど、生産から流通に至る各段階で様々な可能性をもたらすことが期待できますので、消費地と産地をつなぐ情報ネットワークシステムの整備を進めるためにも、「こうち農業ネット」や園芸流通センターの情報処理システムを有効に活用して、県下における広域ネットワークの形成に取り組めます。

(4) Next次世代型こうち新施設園芸システムの普及推進

環境制御技術等の普及に加えて、これまでの技術に最先端のデジタル技術を融合させ、さらなる高収益/高品質を目指す「Next次世代型こうち新施設園芸システム」の技術開発と普及を進めます。さらに、データ**連携**基盤IOPクラウド「**SAWACHI**」に集積されるデータを分析し、効果的なフィードバックを行う新たな営農指導体制を構築し、これまでの「経験と勘に頼った農業」から「データ駆動型農業」への転換を図ります。

さらに、地元と協働した企業の農業参入を推進し、次世代型ハウス等の整備を支援します。

5 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

(1) 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設整備の方向

これまでの農業経営は、収量や秀品率の向上を追求することに重点がおかれていましたが、今後は、これらに加えて、消費者の多様なニーズへの的確な対応、情報の積極的な活用、計画的な財務・労務・販売管理が行えるような、経営感覚に優れた自立的な農業経営者が求められています。

このような状況を踏まえて、今後は、投資効率などの分析を行って過大な設備投資を防止するとともに、地域の実情や自然環境への影響にも配慮した上で、農業経営者の育成・確保のための施設整備を推進します。

具体的には、認定農業者、指導農業者、青年農業者、新規就農者、女性農業者及び高齢農業者の意向を踏まえて、就農支援施設、農作業体験施設、農業情報に係る情報通信施設などを総合的に整備していきます。

また、新規就農者や意欲のある農業経営者が生産技術と経営方法を円滑に修得できるよう、研修施設の整備を計画的に推進するとともに、インターネット

を活用したオンライン研修の活用促進にも取り組みます。

(2) 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

ア 農業経営者の育成・確保

経営感覚に優れた自立的な農業経営者を育成・確保するため、農業者が自らの経営の状況を把握・分析した上で中長期的な経営改善目標を策定できるよう、個々の経営状況に応じた経営指導や情報提供に取り組みます。

イ 法人経営体の育成

法人経営体については、地域農業の中核的な役割だけでなく、農地利用集積の受け皿や若者の就職先として、今後の農業において重要な役割を担うことが期待されますので、法人経営体の育成を支援するとともに、企業的センスを備えた農業経営者に対しては、その熟度に応じて、研修や個別の指導、相談活動などを行って、法人化を促進します。

ウ 新規就農者の確保・育成

農家の後継者の就農促進に取り組むことはもとより、農外からの就農希望者の受け入れ及び支援体制を整備し、本県農業の魅力のPRから、就農相談、技術の習得、営農準備、営農開始後の経営発展まで、それぞれの段階に応じた支援策を整備します。

営農の開始に当たっては、初期投資を軽減し、安定した就農を促進するため、園芸用ハウス整備事業や無利子資金である青年等就農資金などの活用と合わせて、農地、空きハウスなどの就農に必要な情報提供等、支援策を強化します。また、関係機関と連携した営農・技術指導を行うとともに、経営発展に向けた規模拡大や新技術導入のための施設整備への支援など、新規就農者の確保・育成を積極的に推進します。

エ 地域リーダーの育成

中山間地域における農業生産の維持や集落の活性化など、地域全体の話し合いを基本として解決しなければならない課題に対応するため、他地域の取り組み事例に関する情報提供や、地域全体の合意形成のあり方などを普及することによって、地域のまとめ役となるリーダーの育成につなげます。

オ 女性農業経営者の育成

本県農業で重要な役割を果たしている女性農業者の地域社会や農業経営への参画を促進するとともに、農村女性リーダーをはじめとする、経営感覚に優れた女性農業経営者を育成します。

カ 集落営農の育成

中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度、農村RMOなどに取り組んでいる農業集落を中心に、集落ぐるみでの土地利用や生産体制の強化に向けた話し合いを通じて集落営農組織の育成を推進します。

また、集落営農組織の育成に当たっては、女性や高齢者など、農業生産に意欲のある多様な担い手が、それぞれの立場で能力が発揮できるような集落営農の組織化を推進します。

キ 労働力確保の仕組みづくり

農業経営の維持や規模拡大、農家のゆとりの確保に向けて、繁忙期や病気などの不測時に農作業への労働力を確保する仕組みづくりを推進します。

6 3に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

(1) 農業就業者の安定的な就業の促進の目標

本県においては、県下34市町村のうち28市町村が過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に基づく過疎地域であり、過疎地域の大半が中山間地域を中心とした農村となっています。

中山間地域を中心とした農村では、農業の生産条件が不利だけでなく、安定した就業の場が少ないこともあって、若年層を中心に都市部への人口流出が続いており、一部の地域においては、集落としての機能の維持が限界となっている「限界集落」が見受けられています。

このような状況を踏まえて、本県の農業・農村が持続的に発展していくためには、農業経営の規模の拡大、集落ぐるみで営農を行う集落営農、地域で生産された農産物を地域で消費する「地産地消」などを推進することはもとより、不安定な就業形態にある兼業農家に対して、安定した就業機会を確保していくことが必要です。

こうした兼業農家に対する安定的な就業機会の確保に取り組むことにより、集落としての機能の維持や、若年層による農村への定住促進につながり、農村における過疎化・高齢化の進行を抑制することが期待されます。

(2) 農村地域における就業機会確保のための構想

園芸用ハウス整備事業等を活用した夏秋期を中心とする園芸農業の導入、酒米や香り米などの特色ある米づくり、農産物の加工品づくりなどを進めることにより、不安定な就業形態にある兼業農家に対して、安定した就業機会を確保していきます。

また、農産物の産直販売、グリーン・ツーリズム、体験農園などを通じた都市住民との交流活動や、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）に基づく適正かつ計画的な企業の導入などに取り組むことによって、より多様な就業機会を確保していきます。

また、畜産物加工等においては、土佐和牛（土佐あかうし、**土佐黒牛**）、豚、土佐ジローや土佐はちきん地鶏について、生産から加工、販売までを取り込んだ6次産業化への取り組みを推進し、地域の特性を活かした多様な生産から加工・流通に至る新たな事業参入を促進し、併せて経営基盤の拡大と経営体質の強化を図ります。

このように、兼業農家の所得向上の観点からも必要な就業機会を確保していき、集落としての機能の維持や、若年層による農村への定住促進につなげます。

7 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

(1) 生活環境施設の整備の必要性

本県の農村における生活環境施設については、道路や下水道をはじめとした公用施設又は公共用施設の整備は進んでいるものの、都市部と比較するとその整備水準が低いだけでなく、集会施設、農村公園、農村広場など、農業従事者の健康増進や憩いの場となる施設の整備も立ち後れている状況にあります。

このような状況を踏まえて、本県の農業・農村が持続的に発展していくためには、公用施設又は公共用施設の整備と連携を図り、農業従事者の健康増進や憩いの場を整備することによって、農業従事者間の連帯感を育むとともに、潤いと安らぎのある地域づくりを進めていく必要があります。

(2) 生活環境施設の整備の構想

農業従事者が快適に生活できるよう、集会施設、農村公園、農村広場など、健康増進や憩いの場となる施設の整備に取り組んでいきますが、このような生活環境施設の整備の方針については、次のとおりとします。

その地域における主として農業従事者の利用人口と利用圏を見込んだ上で、適正な規模及び配置となる施設にするとともに、既存道路との関連や周辺の土地利用状況についても十分考慮することとします。

また、類似施設との機能分担を明確にした上で、農村固有の景観や豊かな自然環境に配慮するなど、農村の特性を活かした施設整備を行います。

さらに、農業従事者以外の地域住民にとっても快適な生活環境となるよう配慮するとともに、施設の管理・運営については、当該施設を利用する地域住民の自主的な活動によって適正に行われるよう必要な支援を行います。

高知県農業振興地域整備基本方針

令和 年 月発行

発行 高知県農業振興部農業基盤課
高知市丸ノ内1-7-52
電話 (088) 821-4515